

報告第 7 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 5 月 24 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 4 月 25 日
- 2 損害賠償額 183,656 円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和 4 年 3 月 12 日午前 10 時 34 分頃、小田原消防署警防第 1 課職員の運転する消防車が足柄上郡松田町松田庶子 675 番地 1 付近の国道 246 号を走行していたところ、跳ね上げた石が対向車線を走行中の相手方車両のフロントガラスに当たり、これを破損させた。